

パブリックコメントの回答について

「たじっこクラブにおける苦情処理対応機関としての第三者委員の設置及び利用取消し（退所処分）の運用基準の明確化について」のパブリックコメント募集手続きについては、平成29年11月9日から12月9日まで募集し、1名から8件の意見が提出されました。いただいた意見と市の考え方は、以下のとおりです。

いただいた意見の要旨	市の考え方
<p>第三者委員会について、その役割が不明確である。通常第三者委員会は事案を調査しその結果を報告するものと思われるが、ここで設置しようとする第三者委員会は事案の調査しその結果を報告する機関なのか。または寄せられた苦情に関する解決策を助言する機関なのか。それとも第三者委員会が間に入り解決策をあっせんする機関なのか。そうした位置づけを明確にしたうえでパブリックコメントを募集すべきである。これでは第三者委員会を設置することが目的化しているように思われる。</p>	<p>設置するのは、組織としての委員会ではなく、委員となります。</p> <p>これは、苦情等の解決に社会性、客観性を確保するためのもので、保育所における苦情等解決制度と同様の趣旨となります。</p> <p>第三者委員は、次に掲げる職務を行います。</p> <p>(1) 受付担当者から苦情等の内容の報告を受けること。</p> <p>(2) 苦情等の解決のため、助言・立会いをすること。</p> <p>(3) 苦情等の解決結果の報告を受けること。</p> <p>(4) その他苦情等の解決のため必要なこと。</p>
<p>委員の資格について、「社会的信頼を有するものの中から教育委員会が委嘱」とあるが、「社会的信頼を有するもの」とは具体的にどのようなものか。</p>	<p>弁護士、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員の方を想定しています。</p>
<p>寄せられた苦情に迅速に対応するための標準処理期間を設定すべきではないか</p>	<p>新たに設置する規則で、処理の期間は、受付日から原則14日以内とします。</p>
<p>苦情に対しては1案件につき1名ではなく、様々な知見から対応を考えるべきであり、3名の合議制とすべきではないか。</p>	<p>設置するのは委員のみとなります。</p> <p>各々の案件については、第三者委員が助言・立会い等を行います。</p> <p>上記の様な解決の仕組みのため各々の案件につき最適と思われる委員にお願いします。対応する人数もその際の事案の内容により決まります。</p>
<p>教育委員会の対応そのものへの苦情についても、第三者委員会が扱うものとなるのか。</p>	<p>教育委員会への苦情についても直接第三者委員に伝えることができます。但し受付等の手続きは教育委員会で行います。</p>

<p>条例の利用取消に関する条文は「市長」となっているが、施行規則は教育委員会規則である。利用の取消しは「市長」が行うものとして施行規則を改正するのか。</p>	<p>今回の規則改正は、もともと条例に規定されている市長による取消しの事由を明確にするものです。</p> <p>たじっこクラブは市長から教育委員会に事務を委任されています。そのため規則は教育委員会規則となり事務を担う教育委員会でその規則を改正します。</p>
<p>パブリックコメントでは「※上記については、利用申し込み時に提出してもらう誓約書にも加える」とあるが、この誓約書とは施行規則別記様式第1号添付書類の誓約書のことと思料する。そもそも誓約書では利用者に関係法令等を遵守することを求めている。退所処分については既に条例に規定されているものであり、それも含めてこれまでも利用者は誓約書を提出しているものである。退所処分についての注意事項は利用案内等で周知すべきものであり、誓約書の中でこれをうたうと、処分に対しての不服申立てもできないものと不要の誤解を招く恐れがあり、馴染まないものとする。</p>	<p>遵守すべき条例・規則の中でも特に重要なこととして「利用取消しの規定がある」ことを申込時に利用者にお知らせする必要があるとし、敢えて誓約書の下欄に注意事項として載せました。</p> <p>なお、条例で定める取消しの規定自体はこれまでどおり変更はないため、誓約書に注意事項として載せることで特に利用者に不利益になるようなことはないと考えています。</p> <p>今後は、利用案内等でも周知を図っていきます。</p>
<p>パブリックコメントで意見を募集しながらも、既定のものとして改正後の誓約書を市役所ホームページやクラブで配布することは、パブリックコメントでの意見募集を軽視しているものにとらえざるを得ず、不適切であるとする。</p>	<p>上記のとおり、平成30年度申込用の誓約書に載せた注意事項は平成29年度以前の条例・規則の内容と相違するものではありません。</p>